もし、こんな生き物を見つけたら



~生物多様性と外来生物対策~

ペットや観賞用、農業用など、人間の暮らしに伴ってそれまでその生物が生息していなかった場所に持ち込まれた生物を「外来生物」と呼びます。中でも、カミツキガメやハクビシンなど一部の外来生物は、もともと成り立っていたその地域の生態系に大きな影響を与えたり、人や農作物に被害を与えたりすることから問題となっています。ここでは、このような外来生物を見つけたときの対応方法などを紹介します。この特集のお問い合わせは、環境政策室面483-1151へ。

外来生物と特定外来生物

外来生物は、国内には、2,000種以上いると言われています。その一部は、その地域にもともと生息していた生物を食べたり、競合、交雑することによって、長い時間をかけて育まれてきた地域の生態系を大きく変えてしまうことから問題となっています。

外来生物の中でも生態系や農林業などに深刻な悪影響を与えたり、人に直接危害を加えたりするものを、特定外来生物と言います。現在、国内では97種類が指定されており、そのうちアライグマやウシガエルなど33種類が、県内でも確認されています。

特定外来生物は、平成17年に施行された外来 生物法によって飼育や運搬、譲渡、野外に放す ことが原則禁止されています。違反すると個人 の場合、懲役3年以下もしくは300万円以下の 罰金、法人は1億円以下の罰金など非常に重い 罰則が課せられます。

市内で増加する ハクビシンによる被害

市内では、これまでアライグマやカミツキガ メなどの特定外来生物が捕獲されていますが、 近年は、ハクビシンによる被害が増加していま



す。ハクビシンは、柱や壁を登るのが得意で、 10センチメートルほどの狭い隙間や小さな穴が あれば、難なく通り抜けられます。梨園やト ウモロコシ畑などでの農業被害だけではなく、 八千代台地域などの都市部でも、屋根裏に住み つくなどで、糞尿や足音、鳴き声などによる生 活被害を受けた例もありました。

ハクビシンやアライグマを 増やさないために

繁殖力が強いハクビシンやアライグマは、個体数を減らすように積極的に捕獲する必要があります。また、エサ場を作らないことも大切です。例えば、生ゴミが出しっ放しになっていないか、ペットのエサの皿が屋外に置きっぱなしになっていないかなどを確認しましょう。他にも、縁の下や通風口などもチェックし、侵入できそうな穴は塞ぐなどの対策も行いましょう。

◆捕獲用の箱わなを貸し出しています

ハクビシンやアライグマの被害対策のため、 小型の箱わなを貸し出しています。貸出期間は 2週間で、捕獲された場合は職員が引き取り、 処分します。生活被害の場合は環境政策室へ、 農業被害の場合は農政課へお問い合わせくださ い。26年度は生活被害として14頭、農業被害と して15頭のハクビシンが捕獲されました。

他にも、こんな生き物を 見つけたら…

●カミツキガメ

特定外来生物に指定されているカミツキガメは、近年、印旛沼周辺の市町村で多数発見されており、市内でも26年度には5匹捕獲されています。鋭い口と爪を持ち、あごが強く危害を与えられると感じたときに噛みつく特性があります。また、5~6月の産卵期は、非常に攻撃的

になります。もし見つけた場合は興味本位で手を出したり、触れたりしないでください。自分で捕まえようとせず、環境政策室または八千代警察署へご連絡ください。

●イノシシ

昨年、保品や下高野などの市北東部で10頭捕獲されています。現在も目撃情報はあり、農業被害が出ています。被害防止のために、習志野八千代猟友会が通年「くくりわな」を設置して捕獲を行っています。わなに掛かっているイノシシを見つけた場合は、危険ですので絶対に近づかず農政課へご連絡ください。

●けがをした鳥獣

野生鳥獣は、食物連鎖のバランスの中で生き ています。傷を負ったり弱ったりした生物をエ サとしている別の生物がいます。「かわいそう だから」となんでも保護したりせず、原則その まま放置してください。

また、3月から7月にかけて、ヒナを保護してほしいという相談が多く寄せられます。そのほとんどが、まだ飛ぶ力がついていない巣立ち直後のヒナが地面に降りているだけで、保護しなくてよいケースです。人間が触れると、においが移るなどで親鳥がヒナに近づかなくなることもあるので、そっと見守ってください。

スズメバチなどの駆除用 防護服を貸し出しています

市内在住または在勤で、市内でスズメバチなどを駆除する人を対象に駆除用防護服を無料で貸し出します。貸し出し期間は2日です。数に限りがあるので、事前に環境保全課へ確認してください。市が管理する場所は、駆除しますので管轄する担当部署にご連絡ください。

広告

(27.6.16)